

# 科学的介護情報システム(LIFE) 第1回説明会 (介護施設・事業所向け)

## 説明Ⅲ よくあるお問い合わせについて

(資料公開にあたっての留意事項)

- 8ページ Pointにおいて、記載の修正を行いました。
- 12ページ データ提出タイミング切り替えの例の説明文および図において、「令和5年」の記載を「令和6年」に修正しました。

令和6年9月12日実施

# 本日の流れ

- 本日は以下の流れでご説明いたします。

説明Ⅰ	科学的介護およびLIFEについて	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 科学的介護の実現に向けたLIFEの役割・意義</li><li>(2) 令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの変更点</li><li>(3) LIFE活用のプロセス(LIFE導入に向けた準備と評価)<ul style="list-style-type: none"><li>- LIFE関連加算について理解を深める</li><li>- 介護施設・事業所における体制を検討する</li><li>- 評価方法について理解を深める</li></ul></li></ul>
説明Ⅱ	LIFEの導入・操作方法について	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) LIFE利用の流れ</li><li>(2) 【事業所管理者】新規登録の方法</li><li>(3) 【管理ユーザー】初回ログイン、初期設定</li><li>(4) 【管理ユーザー】操作職員情報・利用者情報の登録</li><li>(5) 【操作職員】初回ログイン、初期設定</li><li>(6) 【管理ユーザー・操作職員】様式情報の登録</li></ul>
説明Ⅲ	よくあるお問い合わせについて	よくあるお問い合わせについて



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

- 本回答は、算定要件としてサービス利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月のデータ提出が必要となる以下の加算が対象となります。
  - 科学的介護推進体制加算(サービス利用開始時、サービス利用終了時に情報提出が必要)
  - 褥瘡マネジメント加算/褥瘡対策指導管理(Ⅱ)(サービス利用開始時に情報提出が必要)
  - 排せつ支援加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)
  - 自立支援促進加算(サービス利用開始時に情報提出が必要)

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

# よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(2/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

【サービス利用の再開や施設への再入所を前提として、短期間の入院等による30日未満のサービス利用中断があった場合】

- 30日未満のサービス利用中断があった場合、加算の算定要件である、**サービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ない**ものとして差し支えありません。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

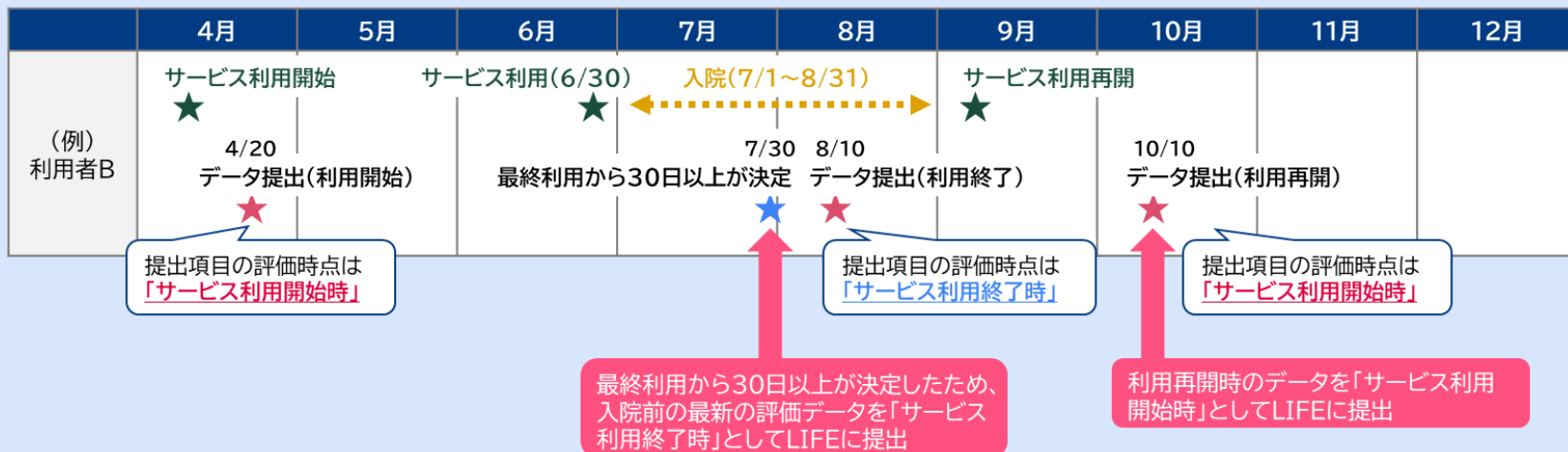
# よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(3/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

## 【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上サービスの利用中断があった場合、加算の算定要件である **サービス利用終了時の情報提出が必要** であるとともに、その後サービスの利用を再開した場合には、加算の算定要件である **サービス利用開始時の情報提出が必要** です。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 30日以上サービス利用中断が決定した時点で、「サービス利用終了時」として入院までの期間で最新の評価データをLIFEへ提出します。
- この際、加算の算定上提出が必要となる項目全てに対して評価が出来ていなかった場合、評価が出来ている項目のデータをLIFEへ提出することで、加算の算定が可能です。

## Point

入院にあたって評価ができていない項目を提出できないことは「やむを得ない場合」に該当します。

(以下抜粋)

・やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日) 問16

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2

# よくあるお問い合わせ ①一定期間サービス利用がない場合(5/6)



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

## 【長期間の入院等により、30日以上サービスの利用がない場合】

- 退院後しばらく期間があいてからサービス利用を再開した場合、**サービス利用を再開した時点で「サービス利用開始時」としてLIFEへデータを提出**します。
- 退院後、サービス利用再開がない場合、サービスの利用があるまではデータ提出を行いません。



参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問2



介護施設・事業所の利用者が入退院をした場合など、一定期間サービス利用がなかった場合、どのようにデータ提出を行えばよいか？

### 【サービス利用者が死亡した場合】

- サービス利用者が死亡した場合、**死亡した月における情報を「サービス利用終了時」の情報として提出**します。
- 死亡により把握できない項目があった場合は、**把握できた項目のみ提出**することで差し支えありません。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.10)(令和3年6月9日) 問3

#### Point

サービス利用開始後すぐに入院となり、そのまま死亡したり、施設内で死亡した等で、「利用開始日の属する月」と「利用終了日の属する月」が同一である場合であっても、それぞれ「利用開始時」、「利用終了時」としてLIFEへのデータ提出を行うことが推奨されます。





利用者が要介護度の区分変更申請を行っている場合、どのようにデータ提出すればよいか？

- 当該利用者については、**要介護度が確定し次第、速やかにデータを提出**します。
- ただし、データの提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要があります。
- なお、要介護認定の申請期間中については、算定要件を満たしていれば、遡って算定を行うことができます。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10



介護施設・事業所の利用者が要支援から要介護に変更となった、あるいは要介護から要支援に変更になった場合、どのようにデータ提出をすればよいか？

- 利用者の要介護度が要介護から要支援に変更となった場合、あるいは要支援から要介護に変更となった場合、LIFEにおいて**再度利用者登録が必要です**。
- 要介護度が確定する以前に登録されたデータは、要介護度の確定後に登録した新たな利用者情報に紐づけて再度登録してください。

参照:「ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム(LIFE)利活用の手引き」P10,11



令和6年度介護報酬改定で、データ提出頻度が3か月に1回に変更されたが、報酬改定以前からデータの提出を行っていた場合、どのタイミングで提出頻度を切り替えればよいか？

- 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年度介護報酬改定で「少なくとも6か月に1回」から「少なくとも3か月に1回」に見直されました。
- このため、**令和6年4月(一部サービス※は令和6年6月)以降は、少なくとも3か月に1回データを提出する**ことが必要です。
- なお、**令和6年4月以降サービス提供分については令和6年度介護報酬改定に対応した様式情報を提出**します。
- 令和6年6月に施行されたサービスは、令和6年4・5月サービス提供分に限り、以下の対応を行います。
  - 令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式情報の共通する部分を把握できる範囲で提出する
  - 令和6年度改定に対応した様式情報を提出する

(※)令和6年6月に施行された通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションが該当

参照:令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問174、175



令和6年度介護報酬改定で、データ提出頻度が3か月に1回に変更されたが、報酬改定以前からデータの提出を行っていた場合、どのタイミングで提出頻度を切り替えればよいか？

### ■ データ提出タイミング切り替えの例

令和6年2月にデータを提出した場合は、6か月後の令和6年8月※までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		令和6年度介護報酬改定 ★		令和6年度介護報酬改定 (4月改定) ★						
						令和6年度介護報酬改定 (6月改定) ★				
データ提出 ★						データ提出 ★			データ提出 ★	
令和6年2月の6か月後にあたる令和6年8月までに少なくとも1回データ提出を行う						令和6年8月の3か月後にあたる令和6年11月までに少なくとも1回データ提出を行う				

※令和6年10月10日まで遡り入力が可能となっているため、実際には10月10日までのデータ提出が許容されます

参照: 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日) 問174、175



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいか？

- LIFEの活用が要件となっている各加算では、事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」において、LIFEにデータ提出を行う頻度が定められています。
- 例えば、科学的介護推進体制加算では以下のように定められています。

利用者等ごとに、アからエまでに定める月の翌月 10 日までに提出すること。

(中略)

ア 本加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者等(以下「既利用者等」という。)

については、当該算定を開始しようとする月

イ 本加算の算定を開始しようとする月の翌月以降にサービスの利用を開始した利用者等(以下「新規利用者等」という。)については、当該サービスの利用を開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)

ウ ア又はイの月のほか、少なくとも3月ごと

エ サービスの利用を終了する日の属する月

# よくあるお問い合わせ ⑤データ提出タイミングの調整(2/2)



新規利用者がサービスの利用を開始した時などに、データ提出期間を調整することで、他の利用者と提出タイミングを合わせてもよいか？

- **定められた提出頻度を満たす範囲で、データ提出タイミングを調整することは可能**です。
- 例えば、1月・4月・7月・10月に科学的介護推進体制加算のデータ提出を行っている事業所において、6月に新たな利用者Aがサービス利用開始した場合、
  - サービス利用開始した6月のデータ提出を7月10日までに実施
  - 事業所としてのデータ提出月である7月のデータ提出を8月10日までに実施というように、事業所における運用に合わせて、利用者Aのデータ提出間隔を調整することができます。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業所全体のデータ提出スケジュール		データ提出 ★ 1月分のデータを 2月10日までに提出		データ提出 ★ 4月分のデータを 5月10日までに提出			データ提出 ★ 7月分のデータを 8月10日までに提出			データ提出 ★ 10月分のデータを 11月10日までに提出		
新規利用者A					サービス利用開始 ★		データ提出 ★	データ提出 ★ データ提出タイミング の調整			データ提出 ★	
					サービス利用開始月の データ提出			事業所全体のデータ提出タイミング に合わせるため、翌月にデータ提出				





遡り入力期間において、データはどのように提出すればよいか？

### ■ CSVファイルの取り込みによって様式情報を提出する場合

- 介護ソフトより月単位で出力したファイルを古い月から新しい月へ順に登録いただくことを推奨します。
- 例として、評価日が令和6年4月、令和6年7月の様式情報を提出する場合には、令和6年4月分、令和6年7月分をそれぞれ出力し、この順に登録することが望ましいです。
- このように登録することで、「様式情報」ページにおいて最新の提出データを初期表示することができます。

### ■ LIFEシステム画面より登録する場合

- 提出対象となる様式情報のうち、評価日が古いものから新しいものへ順に登録いただくことを推奨します。





遡り入力期間において、データはどのように提出すればよいか？

- 前スライドにおいて推奨する方法と異なる方法で既に提出された場合、再度提出いただく必要はありません。
- なお、前スライドの方法と異なる方法で提出された場合、遡り入力期間に提出対象となる様式情報が全て提出されているかについて、「様式情報」の「過去版データ一覧」よりご確認いただくことが望ましいです。
- 通常、定める月の翌月10日までに様式情報を提出することとされていますが、遡り入力期間においては、どの評価月の情報についても令和6年10月10日までに提出をお願いします。



LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味か？

- LIFEシステム画面に表示される「原則必須」は、事務連絡「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について」において、加算算定のためにLIFEへの提出が定められている項目を指します。
- ただし、やむを得ない場合と判断される場合には、空欄として提出することが認められます。

↳ 「やむを得ない場合」とは？



LIFEシステム画面に表示される「原則必須」とはどのような意味か？

- 「やむを得ない場合」は以下が該当します。
  - 通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合
  - データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合
- 提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することが可能です。
- ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要があります。

参照:令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日) 問16

